

お知らせ

## 第12回町スポーツ・レクリエーション祭開催

町レクリエーション協会

- 【日 時】**10月28日(日)  
午前9時～11時30分(小雨決行)
- 【場 所】**運動公園内運動場
- 【参加費】**100円(保険料含む)
- 【内 容】**ニュースポーツやゲームなど  
(運動のできる服装でご参加ください)
- ※車でお越しの方は、運動公園内駐車場をご利用ください。
- 【問 合 先】**町レクリエーション協会  
(松枝公民館内)

お知らせ

## 「多重債務無料相談会」開催 県民生活相談センター

複数の借金でお困りの方の無料相談会を開催します。

法律専門家の助力を得れば、解決も可能です。悩む前にご相談ください。

- 【日 時】**10月13日(土) 午後1時～4時
- 【場 所】**県民生活相談センター  
(岐阜市藪田南5-14-53  
ふれあい福寿会館1棟5階)

### 【相談方法】

- ①面接相談:10月12日(金)までに電話予約してください。
- ②電話相談:当日時間内に電話してください。
- 【申込・問合先】**岐阜県県民生活相談センター  
☎277-1003

お知らせ

## 一緒に歩みましょう

お知らせ

## 改正育児・介護休業法が 全面施行されました

岐阜労働局

改正育児・介護休業法が全面施行され、従業員数100人以下の事業主にも次の①～③が適用されるようになりました。

- ①育児のための短時間勤務制度  
3歳に満たない子を養育する従業員が希望すれば、利用できる短時間勤務制度(1日の所定労働時間を原則として6時間)を設けなければなりません。
- ②育児のための所定外労働の制限  
3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、所定労働時間を超えて労働をさせてはいけません。
- ③介護休暇  
要介護状態にある対象家族の介護や世話をを行う従業員が申し出した場合には、対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで取得することができます。

会社の就業規則などを改正された内容に合わせ、整備する必要があります。詳しくは、岐阜労働局ホームページから規定例をダウンロードしてください。

<http://gifu-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

- 【問 合 先】**岐阜労働局雇用均等室  
☎245-1550

## 子どもサポートセンター スマイル笠松

「なかなか学校に行けない、行きたくない」「学校には行っているが、なんだか元気がない」「最近、子どもの様子がおかしい。学校にも誰にも相談できなくて…」

そんな悩みをお持ちのお子さんや保護者の方の「心」が、少しでも晴れやかになるお手伝いをしたい…という願いから「スマイル笠松」ができました。

「スマイル笠松」は、子どもたちがいろいろな話をしたり、一人ひとりに合った活動をしたりできる「心の居場所」です。また、お子さんや保護者の方が話をしながら、少しずつ良い方向に向かう道をさがしていくところですよ。

私たちと一緒にゆっくり歩みましょう。きっと少しずつ「心」が元気を取り戻します。

秘密は必ず守ります。まずは、電話で声を聞かせてください。お待ちしております。

※子育ての悩みや不安などの相談もお受けします。お気軽にどうぞ。

- 【日 時】**月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前10時～午後3時
- 【相 談 先】**笠松町東陽町44-1 ☎387-6391 担当:清水 由美子